

教 生 学 第 4 4 3 号
令和2年（2020年）9月24日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

児童生徒に対するいじめや差別、偏見等の防止について（通知）

このことについては、各市町村教育委員会及び各学校において、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針を踏まえ、児童生徒のいじめの防止等の取組に御尽力いただき感謝申し上げます。

こうした中、道内の児童生徒が、新型コロナウイルス感染症やエネルギーを巡る地域の課題等に関連して、心ない言葉をかけられたり、扱いをされたりする事案が生じているところです。

いじめや差別、偏見等につながる行為は断じて許されるものではないことから、各市町村教育委員会及び各道立学校においては、いじめや差別、偏見等の防止に向け、継続して取組を進めていただくとともに、こうした児童生徒の心のケアに万全を期すようお願いいたします。

また、市町村教育委員会におきましては、所管の学校に周知願います。

（生徒指導・学校安全課）